

## こども計画について

### 1. 策定の趣旨

こども基本法第10条において、都道府県はこども大綱を勘案して「都道府県こども計画」を作成すること、また、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を策定することに努めることとされています。

令和5年12月にこども大綱、令和7年3月に山口県のこども計画が策定されたことを受け、本市においても、こども大綱がめざす社会像の実現をめざし、総合的かつ一体的なこども施策を実施するための計画として「山陽小野田市こども計画（仮称）」を策定します。

### 2. 計画の内容

こども計画において、こども政策に関する基本的な視点やこども政策推進のために必要な事項を定めるとともに、市町村こども計画（以下、自治体こども計画）は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができることとされていることから、下記の計画を内包し、を策定する予定としています。

子ども・若者計画	（子ども・若者育成支援推進法）
子どもの貧困対策計画	（子どもの貧困対策の推進に関する法律）
子ども・子育て支援事業計画	（子ども・子育て支援法）
次世代育成支援行動計画	（次世代育成支援対策推進法）
母子保健計画	（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律）

子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、母子保健計画は、令和7年3月に第3期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画として先行して策定。

### 3. 計画期間

令和8年度から令和11年度までの4か年（次期計画は5か年とする予定）

### 4. 今後の予定

令和7年	9月	子どもの生活実態調査、子どもの生活に関するアンケート、子ども・若者計画に関するアンケート実施
～令和7年	11月	こどもの意見聴取実施
令和7年	12月	計画素案作成、協議会開催
令和8年	2月	パブリックコメント実施
令和8年	3月	計画策定